

大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（案）

人は一人では生きていくことができません。他者と関わり、助け合いながら生きていくものです。そして、人は、助ける側にも助けられる側にもなります。それは、人をケアするということですが、人が生きる上で、不可欠であり、普遍的で、大切な営みであることを意味します。

もっとも、ケアは時に過酷であります。ケアをする人は、ケアをすることにより、自身の生活や未来を犠牲にすることもあります。

とりわけ、心身の発達期にある子どもや若者がケアをすることは、健やかな成長、発達及び自立に向けた必要な時間等を奪われるおそれがあります。

そして、ケアを担う中心は、身近な家族であることが自然であり、同時に責務であるという考えが依然として、根強く残っています。

しかし、この社会において、ケアをする人とケアを必要とする人のいずれもが希望を持ち、共に自分らしく生きていくためには、それぞれの思いを受け止めながら、社会全体でケアを支え合うことが重要です。

そのためには、全ての市民がケアについて正しく理解し、行政、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等が一体となって支援することが求められています。

ここに、その支援があまねくケアをする人へ届き、それがケアを必要とする人への更なる支援となり、ケアをする人及びケアを必要とする人の双方が、自分らしく生きることが出来る大津をつくることを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラー及びケアを必要とする人の双方が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人そ

の他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう。

- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (4) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳に達するまでの者をいう。
- (5) ワーキングケアラー ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (8) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (9) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (10) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- (2) 個々のケアラーの意向に十分配慮すること。
- (3) ケアラー及びケアを必要とする人並びにこれらの者の家族のいずれに対しても充実した支援になるようにすること。
- (4) 市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体がそれぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われるべきものであること。
- (5) 支援を必要とするケアラー及び潜在的なケアラーが早期に発見されるよう社会全体で努めるべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援を取り巻く課題が多岐にわたることに鑑み、関係する部局が相互に有機的な連携を図りながら、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、ケアラー支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等と相互に連携し、及び協力するものとする。
- 3 市は、ケアラー支援に関する施策を担当する部局における事業計画において、当該施策を充実させるものとする。

4 市は、支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないよう十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がワーキングケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がワーキングケアラーであると認められるときは、その勤務を行うに当たっての休暇制度の整備、柔軟な働き方等の配慮、ケアによる離職の防止に向けた取組、ケアラー支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市、関係機関、民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、当該関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの健康状態及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、ケアラー支援に係る情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関、民間支援団体等への案内又は取次ぎその他当該ケアラーの家族を含む包括的な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、前条第2項に定めるもののほか、園児、児童、生徒又は学生等のうち潜在的なヤングケアラー及び若者ケアラーの把握に努めるものとする。

2 学校等は、前条第3項に定めるもののほか、ヤングケアラー又は若者ケアラーであることにより教育の機会が奪われることのないよう、積極的に当該ヤングケアラー及び若者ケアラーと対話し、必要な支援に努めるものとする。

(広報活動等)

第9条 市は、ケアラーが自らの置かれている状況について気付き、正しく理解し、及び適切な支援を求めることができるよう、ケアラー支援に係る広報活動、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、ケアラーの置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民等、事業者及び学校等を含む関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

(連携に係る枠組み)

第10条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、第4条第1項に規定する有機的な連携及び同条第2項に規定する相互の連携を図るための枠組みを設けるものとする。

(施策に係る協議の場)

第11条 市は、ケアラー支援に関する施策が適切かつ効果的なものとなるよう、及び第4条第3項の規定に基づく施策の充実を図るため、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、当該施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けるものとする。

(施策推進に係る指標等)

第12条 市は、前2条の規定よりケアラー支援に関する施策の計画的な実施を図るため、当該施策の推進の評価に係る指標等を定めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。